

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 29 年 7 月 19 日(水) 午後 1 時 30 分～
場 所 春江中コミュニティセンター 203 会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 13 号 坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について

5 報告事項 坂井市みくに市民センター条例の制定について

6 そ の 他 (1)小中学校運動会・体育祭への出席について
(2)平成 29 年度坂井市国際交流英國派遣団員第一次選考について
(3)行事予定(8 月分)について
(4)その他

定例教育委員会

会 議 錄

定例教育委員会會議録

平成 29 年 7 月 19 日

平成29年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成29年7月19日(水) 午後1時30分より2時30分まで
場 所：春江中コミュニティセンター 203会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録（概要）の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第13号 坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について
- 5 報告事項
 - 坂井市みくに市民センター条例の制定について
- 6 そ の 他
 - (1) 小中学校運動会・体育祭への出席について
 - (2) 平成29年度坂井市国際交流英國派遣団員第一次選考について
 - (3) 行事予定（8月分）について
 - (4) その他

【出席者】

教育委員	牧田靖夫委員長、田中典夫職務代理者、三宅小百合委員 若松静榮委員、川元利夫教育長
教育部	吉川教育部長、林教育審議監、中嶋次長（教育総務課長）、 五十嵐次長（文化課長）
学校教育課	由川課長
生涯学習スポーツ課	中田課長
国体推進課	矢尾課長
図書館	斎藤館長
事務局書記	井尻課長補佐、宇野課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政の組織運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 6月26日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

1箇所追加あり。

5ページ下の段から二行目に「五十嵐次長日本遺産の認定についての説明」の追加をお願いする。

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 明日で1学期が終了する。大きな事故もなく夏休みを迎えることができ大変嬉しく思っている。先日の英國招へい事業では大変お世話になった。体調を崩し遅れて帰国した生徒が1名いたが、その後は体調も回復し、元気に学校生活を送っているようで安心している。

今年度の英國派遣事業の選考がもうすぐ始まる。30日には作文の選考を行い、二次に向けて頑張っていただくということになる。なるべく早く合否をお知らせして、8月末の面接を迎えられたらいいなと思っている。

来年にはいよいよ国体が始まる。今年はプレ大会ということで、先日の7/15(土)から7/17(月)に6人制バレー・ボール選手権大会が行われた。高校生男子は福井工大と北陸が3位、女子は福井工大が優勝した。また10月にはサッカー32チームが集まつての社会人の大会がある。それに向けて、環境整備や花いっぱい運動など、地域の方や職員が一丸となって頑張ってくれていると思う。

委員長 これらについて質問等はあるか。

(質疑なし)

【議案第13号坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

五十嵐次長 (議案内容の説明)

6月議会において、本年11月に開館を予定している坂井市みくに市民センターの設置に関する条例が制定されたことに伴う施行規則の制

定である。関連があるので、報告事項の坂井市みくに市民センター条例の制定についても含めて説明する。

施行日は11月1日としているが、①利用時間および利用料の利用者に対する周知②11月から施設利用開始のため8月から先行して予約業務を行いたいこと③開館後、指定管理者に管理運営を委託するため、条例制定後、指定管理者を速やかに選定したい。等の理由から、6月議会で条例を制定し、7月の教育委員会に施行規則の制定を議案として提出させていただいた。

指定管理者は、みくに文化未来館の継続施設である意味合いから、現在みくに文化未来館の指定管理者である坂井市文化振興事業団を非公募で選定したいと考えている。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 第3条に「同一の者が引き続き5日を超えて使用することはできない」とあるが、5日に何か意味があるのか。

五十嵐次長 5日というと約1週間ということで、長く独占して使用するのは遠慮していただきたいということである。他の施設についてもそのような形でさせていただいている。

教育長 料金表が出ているが、普通の人がコンサートを開いたとすると、大体幾らくらいかかるか。

五十嵐次長 時間帯や使用目的によって変わってくる。当日一日と準備期間を含めると大きい金額となると思う。

吉川部長 ハートピアで大ホールを一日借りると大体10万円程度、小ホールで5~6万円である。

教育長 せっかくよい施設を建てたのに、利用料金が高くなつたとか、使いにくくなつたということがないようにしたいと思っているが。

五十嵐次長 会場使用料は、みくに文化未来館とほぼ同じである。

三宅委員 現在のみくに文化未来館の貸し出しをしているものとほぼ同じと考えていいか。今まで、ハートピアで会場を借りると一日約20万、未来館は一日10万が目安と思っていた。ハートピアは便利だが、未来館は不便な分、料金が安くお得感があるといいと思っていたので。

五十嵐次長 ホールを実際使ってみないと分からない部分があるので、最初は未來

館と一緒に料金でと考えている。使用してみて未来館の使用料ではだめだということであれば、将来見直すことになるかもしれない。

教育長 350席だと使い勝手がいいと思うが。

五十嵐次長 未来館は平面の移動席であったが、今回は固定席となり、完全に音楽・劇専用のホールとなり、音響的にも良くなり使いやすくなっていると思う。ステージもハートピアのホールと同じようになって、いろんな方が使えるようになった。

委員長 質問等がなければ、「議案第13号坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第13号坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について」は原案のとおり承認する。

9月の定例教育委員会は、9月28日（木）午後1時30分から開催することに決定。

【平成29年7月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成29年7月19日(1日間)に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第13号	坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について	H29.7.19	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成29年8月24日

教育委員長

牧田 靖夫

職務代理者

田中 典夫

委員

三宅 小百合

委員

若松 静榮

教育長

川元 利夫

会議録調製職員

井尻 三千代

宇野 正昭